

20 都内の市場創出 50 万人の雇用創出
 復興ビジョン・復興特区プロジェクト

「エコシティ + 自動車新産業特区」

被災エリア・東北の位置付け：新しい産業/エコシティづくりによる開発・生産場
 …… 世界中で進むエコシティ、環境プロジェクト等、100%円市場創出向け、
 「新しいエネルギーや新しい経済活動づくり」のビジネスモデル等と
 産業創出するための、生産・開発等(復興特区エリア)とさせる。

エコシティ開発特区、自動車新産業特区 における特恵内容は、
 下記特区の内容に準ずるよう、検討する。
 …… 天竺経済特区 (TEDA)、天竺エコシティ、油川経済特区、泉州経済特区、
 飯塚経済特区、パンガロール経済特区、ピンドン経済特区、パナム経済特区

「自動車新産業特区」 200ha

- 1. 被災地の自動車関連産業等を集約、新エネルギー利用、スマートシティ対応、クラウド、ITS等からなる街づくりを、自動車新産業特区として行う。
- 2. 被災地が日本の自動車産業の競争優位を担うことから、自動車の新生産・加工にかがる「生産製品の技術交流」、「部品供給」の促進上の展開と共有化を図る。
- 3. 4. 被災地のリサイクル関連産業等を集約、新型の循環を持つ自動車のリサイクル産業を興す。 400ha

民生化計画を日韓とする
 大手オートメーカー等と、被災地域の定住者の技術者等、技術者、及び小売、各種サービス産業の事業者を誘引。

「エコシティ開発特区」 400ha

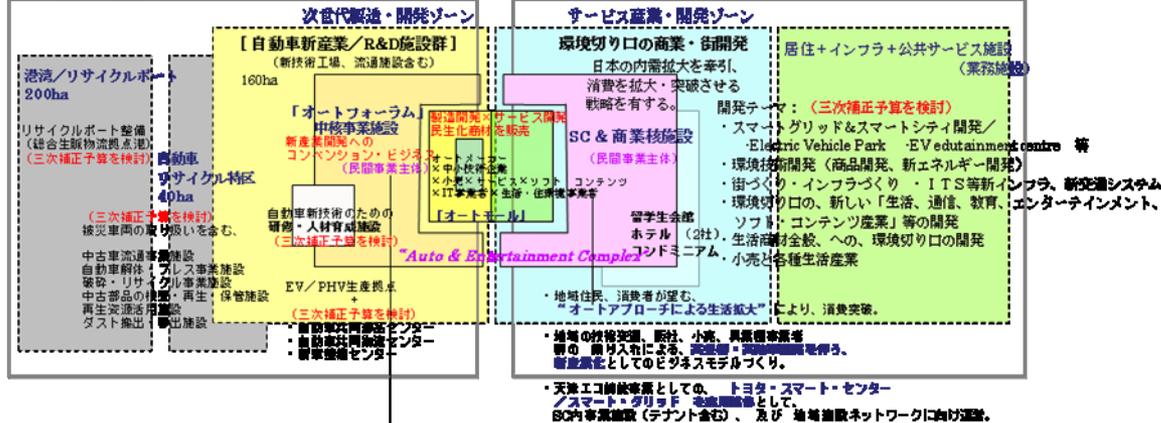
世界最大のエコシティ(中国政府×シンガポール政府/天津)の姉妹事業として、新産業へのビジネスモデル開発と産出輸出。(シンガポール政府開発者の協力を得る。)

- 環境と新エネルギー切り口の、車を往とする新産業からなる街づくりの開発
 例：「オートモビル開発」×「新エネルギー利用による都市インフラ開発」
 ×「ITS、新エネルギー利用による交通インフラ」
 ×「スマートグリッド、クラウド利用のスマートシティ開発」
 ×「小売・娯楽・生活サービス」開発 ×「生活エンターテインメント開発」

- 「日本の成長を牽引する街づくり」と、「ビジネスモデル輸出の拠点」を目指す。
- 日本の内需拡大を牽引し、消費を拡大・突破させる影響を有する。環境切り口の街づくり。
- 民間の取組推進と、日本政府の成長戦略を待つ復興特区法創り開発サポート。

自動車新産業特区 400ha

エコシティ開発特区 400ha



① 国内販売事業者等を名義実質への代替
 ② 国内外の中小を名義実質受託
 ③ 環境ビジネス、バイオ、新エネルギー関連
 ハブ・サービス、ハブ・インフラ事業者を創出
 マルチビジネス。

| | | | | | |
|--------------|-------------------|-------------------|----------|------------------|------------|
| Show&コンベンション | 大手(中)オートモビルR&Dブース | フロテックオートモビルR&Dブース | ビット・ビジネス | バイオ&キャラクターズ・ビジネス | ライオンズ・ビジネス |
|--------------|-------------------|-------------------|----------|------------------|------------|

【特恵項目】

- 被災地/日本 → 被災地復興
- 新技術工場、高技術施設を含む。
- 高度な技術工場、研究開発施設の立地を先導的に認める被災地エリア
- 決定・建設設備等の特別貸与/事業用資産の貸与受託例/不動産取得権、鑑定受託権、権利土地取得権、事業所移、事業所の移譲。
- オフショアビジネス誘致 等 シンガポール例：経済拡大戦略 (ERFQ/ITP) 関連税制、バイオエナジー産業開発、R&D施設等
- 民間行政関係手続料の免除
- 関税の引下げ・輸入税制優待の緩和
- 外国人技能者の在留資格緩和・在留期間の延長
- 外国人技能者・ビジネスマンの入国緩和の緩和
- 工場等建設の適用除外 他
- エンタープライズ法創 (各種規制の廃止と法的整備) による法的整備より、復興支援へ
- 国内外の民間企業誘致 (民間企業導入と産出輸出) → 専任職員を派遣可能、派遣可能受託後のビジネス・ハブを支える各種ビジネス交流サービス、生活交流サービスの強化 (DBA) (民間企業に開いた弁護士・弁理士、会計事務所、通関・翻訳、人材育成・派遣等)
- 海外からの投資家・企業家へのセキュリティ・インセンティブ提供
- オフショアビジネス誘致 等 シンガポール例：経済拡大戦略 (ERFQ/ITP) 関連税制、バイオエナジー産業開発、R&D施設等
- 外国人入国、査問、課税、介護福祉士等の資格取得補助、行政文書の英語記載、英蘭学検定入国可 等

I

II

20兆円の市場創出 50万人の雇用創出

復興ビジョン・復興特区プロジェクト—1

『エコシティ + 自動車新産業特区』

被災エリア・東北の位置付け：新しい産業／エコシティづくりによる開発・生産場
----- 世界中で進むエコシティ、環境プロジェクト等、100兆円市場に向け、
「新しいエネルギーや新しい経済社会づくり」のビジネスモデル群と開発商材等を
産業輸出するための、生産・開発場(当復興特区エリア)とさせる。

エコシティ開発特区、自動車新産業特区 における特惠内容は、
下記特区の内容に準ずるよう、検討する。

----- 天津経済特区(TEDA)、天津エコシティ、仙川経済特区、蘇州経済特区、
無錫経済特区、バンガロール経済特区、ビンタン経済特区、パタム経済特区

I

『自動車新産業特区』 200ha

- 1. 被災地の自動車関連事業群を集約、新エネルギー利用、スマートシティ対応、クラウド、ITS等からなる街づくりを、自動車新産業特区として行う。
- 2. 被災地が日本の自動車産業の基幹役割を担うことから、自動車の生産・加工にかかる「生産部品の技術資源」、「部品商材」の流通上の保護と共有化を図る。
- 3. 当被災地のリサイクル関連事業群を集約、縦型の循環を持つ自動車のリサイクル産業を興す。 40ha

民生化商材開発を目標とする、
大手オートメーカー群と、被災地核の車関連の技術事業者群、技術者、及び
小売、各種サービス産業の事業者 を集約。

『エコシティ開発特区』 400ha

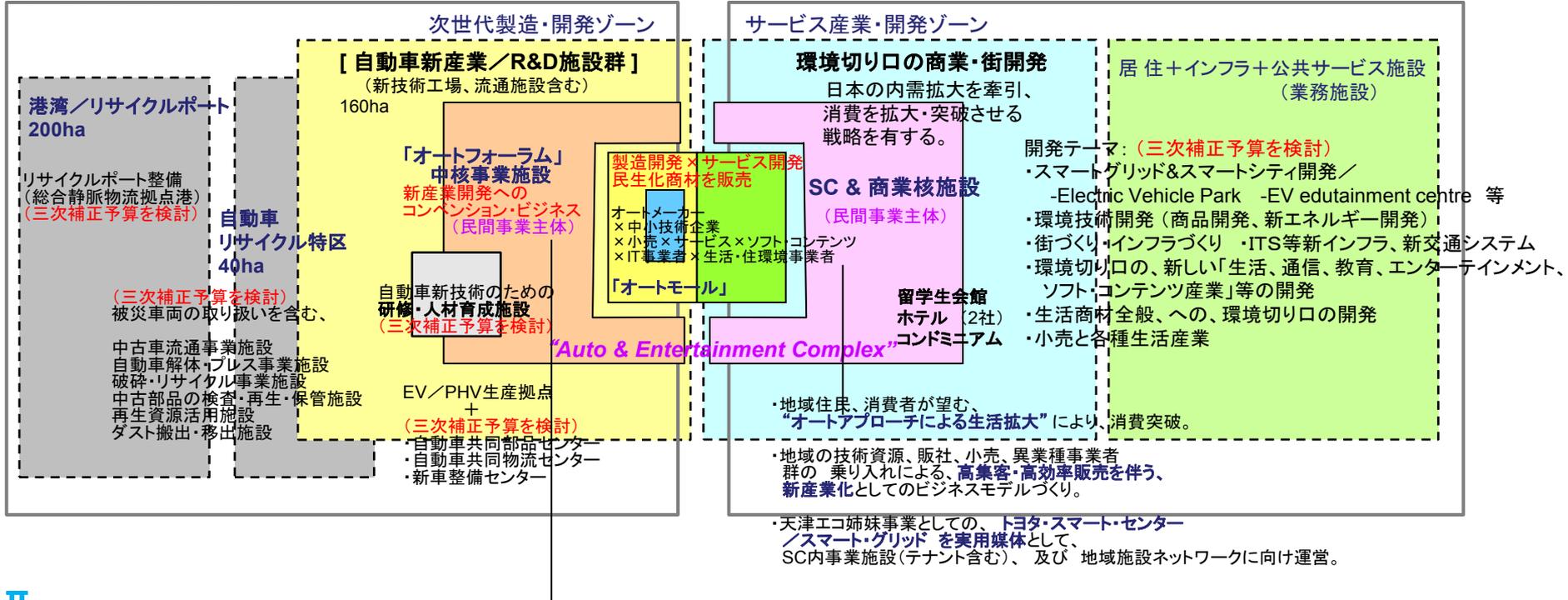
世界最大のエコシティ(中国政府×シンガポール政府／天津)の姉妹事業として、
新産業へのビジネスモデル開発と産業輸出。(シンガポール国家開発省の協力を得る。)

環境と新エネルギー切り口の、車を柱とする新産業からなる街づくりの開発
例：「オートモール開発」×「新エネルギー利用による都市インフラ開発」
×「ITS、新エネルギー利用による交通インフラ」
×「スマートグリッド、クラウド利用のスマートシティ開発」
×「小売・商業・生活サービス」開発 ×「生活エンターテインメント開発」

- 「日本の成長を牽引する街づくり」と、「ビジネスモデル輸出の拠点」を目指す。
- 日本の内需拡大を牽引、消費を拡大・突破させる戦略を有する。環境切り口の街づくり。
- 民間の戦略構造と、日本政府の成長戦略を持つ復興特区法制より開発サポート。

自動車新産業保税特区 400ha

エコシティ開発特区 400ha



- ① 国内投資事業者を含む投資集約への仕掛け
 - ② 国内外の中小を含む起業家集約
 - ③ 環境ビジネス、バイオ、新エネルギー開発、ハブ・サービス、ハブ・インフラ事業者を対象の、マルチビジネス。
- | | | | | | |
|--------------|--------------------|------------------------|----------|------------------|------------|
| Show&コンベンション | 大手&中小オートメーカーR&Dブース | プロデューサーズ・オフィス買付・オークション | ピット・ビジネス | パーツ&キャラクターズ・ビジネス | ライセンス・ビジネス |
|--------------|--------------------|------------------------|----------|------------------|------------|

II

【特惠項目】

被災地/日本 ⇒新産業輸出
都市型工業、研究開発型企業、研究開発施設に向けて、
高度な生産や加工、研究開発機能の立地を先導的に促進する戦略エリア-----
資産・機械設備等の特別償却/事業用資産の買換え特例/
不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、事業税の非課税、
オフショアビジネス減税 等 ※シンガポール例:経済拡大奨励法
(RHQ/IHQ軽減税率、パイオニア産業租税免除、R&D控除等)
・税関行政関係手続き料の免除
・関税の引き下げ・輸入割当制度の緩和
・外国人技能者の在留資格基準・在留期間の緩和
・外国人技術者・ビジネスマンの入国基準の緩和
・工場等制限法の適用除外 他

- エンタープライズ法整備(各種規制の見直しと優遇措置)による資源集約より、復興原資へ
- 国内外の民間投資集約(起業家導入と成長支援)⇒環境重視の産業創出、優遇措置
質重視のビジネス・ハブを支える各種ビジネス支援サービス、生活支援サービスの強化促進。
(国際標準に則った弁護士・弁理士、会計事務所、通訳・翻訳、人材育成・派遣等)
- 海外からの投資家・起業家へのセキュリティ・インセンティブ整備
人権、出入国、居住、教育、就労、保険、福利厚生、治安 等へのインセンティブ提供。
外国人医師、薬剤師、調理師、介護福祉士等の資格要件緩和、
行政文書の英語記載、外国学校法人認可 等